

安全未来特定認定再生医療等委員会

議事録要旨

第 80 回 1 部

〒213-0001 神奈川県川崎市高津区溝口 1-19-11 グランデール溝の口 502 号

一般社団法人 再生医療安全未来委員会

理事長 白井 由美子

安全未来特定認定再生医療等委員会議事録要旨

第 80 回 第 1 部

2020 年 1 月 29 日

安全未来特定認定再生医療等委員会は、提出された再生医療計画について、その調査・審議・判定を行ったのでその議事録要旨を作成する。

【議題】

アートセルクリニック六本木

「自己脂肪由来幹細胞を用いたアトピー性皮膚炎患者の主症状に対する治療」審査

第1 審議対象及び審議出席者

1 日時場所

日 時：2020 年 1 月 23 日（木曜日）第 1 部 18：30～19：00

開催場所：東京都渋谷区渋谷 2-17-3 渋谷東宝ビル

2 出席者

出席者：寺尾委員（再生医療）、平田委員（臨床医）、小笠原委員（細胞培養加工）、井上委員（法律）、山下委員（生物統計）、村上委員（一般）

申請者：管理者 扇谷 咲子

申請施設からの参加者：院長 扇谷 咲子

非常勤医師 金田 宗久

アヴェニューセルクリニック 再生医療統括医 辻 晋作

陪席者：（事務局）坂口 雄治、木下 祐子

3 技術専門員 平田 晶子 先生

4 配付資料

資料受領日時 2019 年 12 月 26 日

・ 再生医療等提供計画書（様式第 1）

「審査項目：自己脂肪由来幹細胞を用いたアトピー性皮膚炎患者の主症状に対する治療」

・ 再生医療等提供基準チェックリスト

（事前配布資料）

- ・再生医療等提供計画書（様式第1）
- ・再生医療等の内容を出来る限り平易な限り表現を用いて記載したもの
- ・提供施設内承認通知書類
- ・提供する再生医療等の詳細を記した書類
- ・略歴及び実績
- ・説明文書・同意文書
- ・特定細胞加工物概要書
- ・特定細胞加工物標準書
- ・品質リスクマネジメントに関する書類
- ・個人情報取扱実施管理規定
- ・国内外の実施状況
- ・研究を記載した書類
- ・費用に関する書類
- ・特定細胞施設基準書
- ・特定細胞施設手順書
- ・細胞培養加工施設の構造設備チェックリスト
- ・特定細胞加工物製造届書

(会議資料)

- ・再生医療等提供基準チェックリスト
- ・再生医療等提供計画書（様式第1）
- ・技術専門員による評価書

第2 審議進行の確認

1 開催基準の充足

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成二十六年九月二十六日厚生労働省令第百十号）改正後第六十三条の規定する開催要件は次のとおり。

成立要件：

- 1 5名以上の委員が出席していること。
- 2 男性及び女性の委員がそれぞれ2名以上出席していること。
- 3 次に掲げる者がそれぞれ1名以上出席していること。
 - イ. 再生医療等について、十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者
 - ロ. 細胞培養加工に関する識見を有する者
 - ハ. 医療又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家、または生命倫理に関する識見を有する者
- 二. 一般の立場の者
- 4 出席者の中に、審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関（当該医療機関と密接な関係を有する者を含む。）と利害関係を有しない委員

が過半数含まれていること。

- 5 認定再生医療等委員会の設置者と利害関係を有しない委員が2名以上含まれていること。

事務局の坂口雄治が今回の審査の前に、開催基準に関して要件を読み上げ、全てにおいて条件を満たしていることを各委員に宣言した。

今回審査を行う申請者と技術専門員を紹介した。続いて、申請者に各委員の紹介をした。

- 2 井上委員から再生医療等提供基準チェックリストを項目別に読み上げるよう事務局に依頼し、個別の質問には各施設代表者様が答える形式で進めるように説明があった。
- 3 井上委員が進行をすることとした。
- 4 技術専門員からの評価書を委員全員で確認した。

第3 厚労省の再生医療提供基準チェックリストにもとづく審議及びそれ以外の質疑応答

平田	ドナー部分に傷跡が残存したり、アトピー性皮膚炎の患者なので、原疾患の影響により醜状が残存したりすることがあるということを患者さんに十分に説明してください
扇谷	はい、わかりました
山下	「再生医療等提供計画書（様式第1）」P.12に、“ガイドライン 2008 年の評価指標を用いる”となっていますが、2018 年の指標がいちばん新しく、客観的な評価ができるようになっています。できましたら、2018 年の指標で評価をして、治療前後をきっちりと評価していただければと思います
扇谷	はい、わかりました
山下	「再生医療等提供計画書（様式第1）」P.12に、“指標に無い症状の場合”となっていますが、それはどういうことを指すのでしょうか
扇谷	かゆみや苔癬化などでも評価できるのですが、患者本人の搔破痕やかきむしりが減っているという自覚症状のことを指します
山下	それについても詳細に記述してくださいしてください
寺尾	細胞治療の経験はありますか
扇谷	ありません
寺尾	細胞を使って治療すると、薬のようにすぐに効果は出ず、効果が出るまで3か月ぐらいかかります。患者はすぐに治ると期待し、変化があらわれないと不安になりますので、メンタル面でフォローをしてあげてください

これら具体的な質疑の他、再生医療等提供基準チェックリストに従った審査もすべて行った。その後、申請者を退席させて合議を行った。合議では、井上委員が審議中に委員が意見・指摘した事項をまとめ、井上委員はあらためてそれらを他の委員に確認した。

以上の審議の間、委員の構成に変更はなかった。

第4 判定

1.各委員の意見

- (1)承認 6名
- (2)否認 0名

2. 委員会の判定

当委員会は、再生医療等提供計画が、再生医療等に用いられる再生医療等技術の安全性の確保および生命倫理への配慮がなされ、再生医療提供者が講ずべき措置を行うものと判断する。同時に再生医療等の安全性の確保等に関する法律および施行規則に準拠した再生医療を提供するものと判断する。

以上に鑑み、今回審査した計画について「承認」と判定する。

以上